

鉱 区 税

県税のしおり
令和6年度

地下の埋蔵鉱物を採掘するという権利が与えられていることに対する負担としてかかる税金です。

● 納 め る 人

県内の鉱区で石灰石などの鉱物を採掘する権利(鉱業権)を持っている人です。



鉱 区 の 種 類		納 め る 額
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積 100 アールごとに …… 年 200 円
	採掘鉱区	面積 100 アールごとに …… 年 400 円
砂鉱を目的とする鉱区	河床	延長 1,000 メートルごとに …… 年 600 円
	その他のもの	面積 100 アールごとに …… 年 200 円
石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	面積 100 アールごとに …… 年 200 円×2/3
	採掘鉱区	面積 100 アールごとに …… 年 400 円×2/3

※ 年の途中で鉱業権を取得した場合にはその取得した月の翌月から、消滅があった場合にはその消滅した月までの、月割計算となります。

● 申 告 と 納 税

申 告	鉱業権の取得、消滅又は住所などを変更した日から5日以内に申告しなければなりません。
納 税	毎年4月1日現在の鉱業権者が、広島県から送付される納税通知書により5月末日までに納めます(年の途中で鉱業権を取得したときは、納税通知書に定められた日までに納めます。)